

(1)

【昭和43年12月20日発行】

〔10月〕人口の動き

人口	4,167 人
世帯数	963 世帯
出生	5 人
死亡	7 人
転入	6 人
転出	10 人

(10月末住民登録人口より)



ひがし しらかわ 広報

第118号

発行
東白川村 公民館
岐阜県加茂郡東白川町
〒501 (東白川) 1-1

印刷
中部印刷 K K

昭和43年12月20日発行

もうすぐ

お正月

指折り数えた
お正月も、もうそ
こまでやってきま
した。

来年は、いよいよ
1年生になる子
もいます。かぜを
ひかないよう、元
気に遊べ……。

神土保育園にて



がんばれ、かあちゃん

大盛況の婦人大会「体育のつどい」

好天に恵まれた十一月二十三日、
神土小学校において、おあさん
だけの運動会が盛大に行なわれま
した。

これは、東白川婦人会が中心と
なって、勤労感謝の日である一日
を、スポーツを通じて相互の親睦
と、住民としてのつながりを深め
ようとして計画したものです。こ

の運動会を成功させるため、村は
もちろん、学校、体育指導委員、
推進委員も積極的に応援、準備も
念入りに行なわれました。

午前九時開会、参加されたおあ
さんたち四百五十人が、村長は
じめ来賓を前にの部落ごとの入場
行進、整理体操はちよっとしたオ
リンピックムードで、見学者たち

からさかんな拍手がお
くられました。

競技は綱引きをトッ
プに、趣向をこらした
内容が飛びだし、それ
ぞれ参加されたおあ
さんたちのいっしょう
けんめいの演技、競技
に、応援や笑いがおく
られ、終始なごやかム
ードですすみました。
午前、午後と三十あま
りの競技やレクリエー
ションは、ふだん、し
ごとに追われているお
あさんたちを、解放

し、足腰の疲れをときほぐすのに
大きな効果があったことでしょ
う。

計画は、はじめてのころろみだ
けに、参加人員の問題、盛りあが
りの問題など、いろいろな心配され
ていましたが、予想以上の成果で
なには、もっと競技種目や出場
人員を増やしてほしいという声が
多く関係者をほっとさせたよう
です。

ことは、八・一七豪雨災害で
恒例の郡体育大会が中止になっ
ただけに、スポーツの秋はさみしい
感がしました。けれどこのように
婦人会の人たちが、立派に大会を
成功させたということに、拍手を
贈りたいと思います。

また、これを機会に来年から、
青年や消防団、そしておとうさん
たちをも含めた村ぐるみの、運動
会を考えてみたらどうでしょう。



→ 地元の応援を受けて力いっぱい
の選手リレー

← 足なみそらえて
オイッチニオイッチニ

■成人者を伊勢神宮参詣にお招
きします。

村では、毎年一月十五日の「
成人の日」に、新しく成人とな
った若人を、貸切バスで伊勢神
宮参詣にお招きしていますが、
来年の一月十五日の「成人の日」
も例年どおり、新成人招待の伊
勢神宮詣を計画しています。

新成人該当者は、昭和二十四
年生まれの方ですが、最近本村
へ転入された昭和二十二年から
昭和二十四年までに生まれた方
でまだ成人式のすんでいない方
はぜひこの祝賀行事に参加して
ください。

新成人該当者へは、来春早々
役場から通知しますが、最近転
入された方や、まだ住民票が届
けてない方など通知もれの方は
一月十日までに役場へ申し出
ください。

十一月の人の動きあれこれ

― 出生 ―

〔大明神〕田口政司 宏樹(二男)
幸子

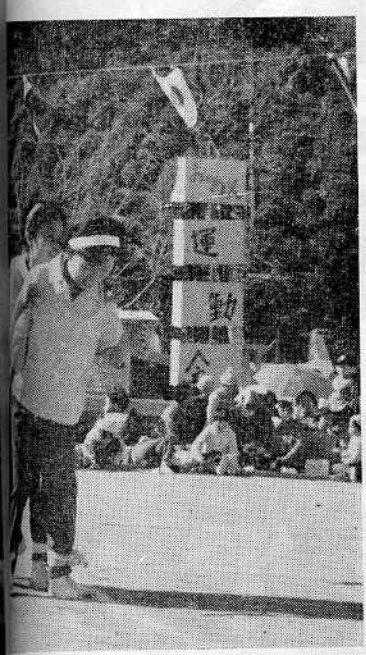
〔平〕安江寛雄 摩美(長女)
多枝子

〔陰地〕安江 剛 祐司(二男)
笑子

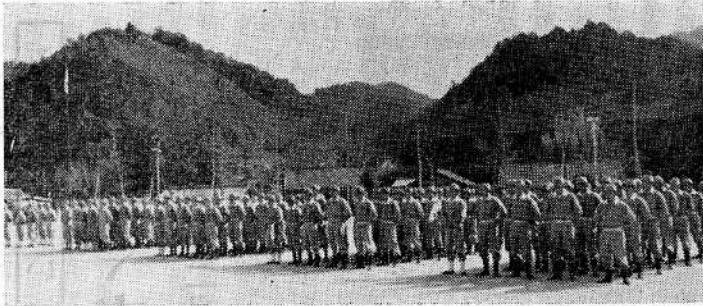
― 死亡 ―



― 会場の様子 ―



― 会場の様子 ―



第5回消防操法大会

みごとな 規律をひろう

~~~~~第1分団が総合優勝

↑息をととのえいよいよスタート  
↑勢ぞろいした二百名の消防団員



この大会の目的は、団員として統一されたポンプ操法を身につけるとともに士気をもりあげ、火災等の鎮圧にあたって有効かつ適切な消防活動を行なうことにあります。日ごろの訓練の成果を競うため集った団員二百人、消防自動車一台、可搬小型動力ポンプ十四台が

この結果、分団およびポンプ操法の入賞がつきのとおり決まりました。

分団の部  
優勝 第一分団  
(神土)

- 二位 第三分団 (越原下)
- 三位 第四分団 (越原上)
- 四位 第二分団 (五加)
- ポンプの部
- 一位 第一ポンプ (第一分団)  
中丸清彦、小池捷一、安江重治、木村成人
- 二位 第十ポンプ (第三分団)



→この真険さ機敏さが村を守る

- 安江庄吉、安江清、前田紋寿、安江恒男
- 三位 第二ポンプ (第一分団)  
青山吾郎、島倉正量、田口晁、安江保隆

ことしの消防団は、火災予防ばかりではなく、八・一七豪雨災害の天災にも出動、大活躍をしました。こうして、私たちが安心して生活が続けられる陰に、消防団の努力があることを忘れてはなりません。

東白川村議会議事録  
開かれました。

さる十二月十六日役場議場において、第四回定例会が開かれ昭和四十二年度決算や、災害復旧関係補正予算など九議案を審議、三議案を除いては可決されました。

なお、内容等については一月廿の議会だよりでお知らせします。

東白川村固定資産評価審査委員が決まりました。

さきの議会で、任期満了となった固定資産評価審査委員に、今井弘毅さん(神土補付)が選任されました。

東白川村選挙管理委員会委員が決まりました。

さきの議会で任期満了となった選挙管理委員会委員に、つぎの方たちを選任しました。

- 桂川 完二さん(越原黒淵)
- 今井 高治さん(五加大沢)
- 安江 英造さん(神土平)
- 村雲 盛直さん(神土中通)

（陸地）村雲 静香  
（川）桂川 たつあ

けいじばん

五十四の歳

みんなのねがい

# 明るく幸せに

……十二月は「人権月間です」

十二月は「人権月間」として、各地で人権を守る運動がくり広げられています。

昭和二十三年十二月に、国連総会で世界の人々の自由と平和を守る「世界人権宣言」が定められてから、ことしでちょうど二十二年目になります。そこで、ことしを「国際人権年」と定め、世界の国々でも人権を強調する運動がすすめられていますが、国内でも、この意義ある年の最後の月十二月を、人権月間として国民の人権を高めるための各種行事や、運動が行なわれています。

「人権」とは、生きるべき権利、個人として自由であるべき権利、人種、身分、性別などによって差別されないといつたいろいろな意味があり、「人権」という二字の示す意味はきわめて深いものがあります。

この人権月間にあたり私たちがここでちよつと毎日の生活をふりかえつてみますと、私たちがこの世の中でいつも明るく平和に暮らしてゆくには、

の自由や権利がじゅうぶん守られなければなりません。ところが世の中には、ややもすると他人の立場を考へないで、法律や道徳を守らず自分の得手勝手なことをいつたりしたりする人が少なくないようです。これでは人間らしい幸福も平和も保ちきれないことになり

ます。そこで私たちはみんなが幸福で平和に暮らすために、お互いが人間を大切にし、いつも明るく幸せに暮らせるようみんなで心が

おじいさん 一日小学生  
おばあさん  
越小で祖父母学級

さる十一月十五日、老人クラブ高砂会と長寿会合同で、越原小学校において祖父母学級が開かれました。  
子どもと年寄りのつながりは、家庭だけでなく、子どもの学校生活を体験し、むかしの教育と現代の教育のちがいを認識しようとい

けたいものです。

もし、あなたの人権が侵された場合や、何か困つたことが起きたときは迷わずいつでも人権擁護委員、岐阜県方法務局、支局、出張

## 歳末たすけあい運動

### 心あたたまる募金

本村のA子さん(名を秘す)は生まれつきからだが不自由ですが、こんど始めて障害福祉年金三カ月分七千五百円が支給されました。

この同情される立場にあるA子さんのおとうさんは、七千五百円をそっくり、まだまだ不幸な方が多いので何かに役立ててください

況で、約五十名が参加しました。高砂会のお年寄りは「歩け歩け運動」をかねて、大明神方面から、長寿会のみなさんも、蓬らい館に集合してから、それぞれ午後一時までに越原小学校へ集まりました。  
午後一時二十分から一時間、授業参観で、算数、国語、音楽など自分たちの小学校時代、自分の子どもたちの小学校時代、そして孫たちの小学校時代と比べて、感無量のようにして。  
その後先生方をおこでの話し

所へ相談におでかけください。相談は無料であり、また秘密に扱われます。

なお、村の人権擁護委員は村長の河田勘市さんです。

と、歳末たすけあい運動の窓口へ募金されました。

もうひとつは、長い間年金をいただいているからと、九十四歳のおばあさんが老齢福祉年金のなかから、二千元を年の瀬を迎えて生活に苦しい方へと募金をされました。

係では、この厚意をありがたうお受けし、より歳末たすけあい運動の趣旨を生かしたいと考へ村内へも呼びかけを行なっています。

問や意見がとびだし、それについての先生方の意見や、考へを熱心に聞いていました。  
この話し合いの中で、家庭内における祖父母、父母、子どもとみんなが話し合う必要性をだれもが感じたようです。  
感想として「じゅうぶんな話し合いが時間の都合でできなく残念だったが、孫たちの勉強や、図書室、理科室、衛生室、給食室、体育施設、一日だんなを見学し、若がえりの花だんな」と、元氣い

## 月五十円の値上げに

### 一月からの年金保険料

国民年金の保険料の額が、来年一月分から改正されます。

三十五歳未満の人は、月二百円が二百五十円に、三十五歳以上の人は、二百五十円が三百円に、それぞれ五十円高くなります。

国民年金法では、少なくとも五年ごとに、年金額の引き上げを前提として、保険料の額を再計算することになっており、その第一回の計算期である昭和四十一年の法改正において年金額が、昭和四十二年一月分から二・五倍に引き上げられました。

しかし、この年金額の引き上げに伴う保険料の引き上げも、相当大幅なものとなり、被保険者に大きな負担がかかるので、一度に重すぎる負担をかけるため、昭和四十二年一月と、昭和四十四年の一月の二回に分けて引上げられるということになっているわけだ。  
昭和四十四年一月分の保険料からは、変更された額で納めることになりませんが、保険料を納めることができないような場合は、免除制度もありますので、くわしい

ためには、すまじ風のないように



# 暖房のとり方あれこれ

寒くなってくる  
と、いろいろな病  
気にかかりやす  
なり、また、持病  
のある人は、病  
が重くなるよう  
な場合もあります。

たとえば血圧の高  
い人は、寒くな  
れば血圧が高くな  
りやすく、脳卒中に  
なりやすいため  
す。また、気管支  
の弱い人は、気管  
支炎を起こしやす  
くなり、喘息の人  
も発作を起こし  
やすくなります。そ  
のほか寒くなれば

だれでもかぜを引  
きやすくなりま  
す。

それでは、この寒  
さをしのぎ、病  
気を防ぐには、ど  
のような暖房の  
とり方が必要か  
を考えてみま  
しょう。

暖房には、いろい  
ろな方法があり  
ます。日行なわ  
れているのは各  
種のストーブ、こ  
たつ、火ばち  
いろいろがあり、  
大きな施設に

よっては、スチ  
ームなどの中央  
暖房などありま  
す。ここでは、一  
般の家庭で使わ  
れている身近な  
暖房の方法につ  
いて考えてみま  
しょう。

## 暖房の衛生的な条件には いろいろあります

- (一) 部屋全体が、同じような温度になること。室温は摂氏十〜二十度が望ましい。
- (二) すきま風のできないようにすること。
- (三) 煙などの燃焼ガスを室内に放流しないこと。薪ストーブ、場合によっては石油ストーブなども煙突が必要になります。こういったことは、目やのどを刺激させないだけでなく、恐ろしい一酸化炭素中毒を防ぐことにもなります。
- (四) 適当に室内の空気を入れかえること。
- (五) 火災や、やけどなどの危険のないようにすること。火災予防のために、ストーブの配置や、周囲に気を配ることも大切であり、また、こどものやけどにも

## な 健康 の 健 美

暖房具の欠点と、注意することを考えてみましょう

### (一) こたつ

前面は暖まりやすいが、室内全体を暖かくするには不向きです。炭火による堀りこたつでは、火災や、やけどに注意しなければならず、一ヶ月以上も入院した例もあります。

### (二) ストーブ

一般にストーブは、部屋全体を暖ためるには適していますが、薪ストーブ、石油ストーブなどは、煙が出やすく、室内が乾燥し目や、のどなどの粘膜を刺激されます。ある程度湿度をあげるためやかんや、なべなどに水を入れて

## ふろをじょうずに

### 湯ぎめは禁物

寒くなると、外出先から、あるいは野良仕事から帰って一ふろあびるのが、なんともいえないのしみなものです。からだはあたたまるし、つかれはとれるし、まことに安上りな(?)健康法です。ところで、そのお風呂も、へた

注意する必要があります。

わかすことも必要です。燃料を必要とする薪ストーブ、石油ストーブ、重油ストーブ、ガスストーブなどでは、特に、不完全燃焼に注意しなければなりません。なかでもガスストーブは、管をふむだけで消えることがあり、そのままガスが流れ、中毒を起こすことにもなります。

### (三) その他

湯たんばなどの、足だけを暖めるものではなく、足のやけどを起こしやすいので、良い製品を選ぶ必要があります。

このように、暖房には、どの暖房が一番良いというものではなく、いずれも何か欠点があるわけですから、その欠点を良く理解し、有効な使い方をしなければなりません。一般の木造家屋の家庭で注意したいことは、せつかく得た暖房を外に逃がさないことです。その

にはいると湯ぎめをしてかぜをひいたり、熱すぎでのぼせてしまったり、あまり長湯をしてかえってからだをつかかせたりします。

まず、湯ぎめの原因は、浴室が寒いことです。すき間風のはいるところをふさいだり、ビニールのカーテンで仕切ったりしましょう。浴室をあたかにかいたら、お湯はむしろぬる目が健康上いいようです。とくに高血圧の方などは、寒

ためには、すきま風のないように気を付けたり、室内の保温を良くするために、天井、床、壁などにも注意し、できれば、二重の構造にするのもよいでしょう。たとえば窓にビニールを張るとか、天井の上に新聞などを張るとか、床にカーペットをしくとか、いろいろ工夫できるものです。

暖房具も、こたつとストーブとか、いろいろな組合わせることによつて効果をあげるものです。間数の多い農家では、どの部屋も同じように暖かくすることは困難ですが、家族の集まりやすい居間などは、いつも暖かくしておき、外からの仕事から帰っても、居心地良くすべきでしょう。そのためにはすきま風の少ない南向きの部屋でこじんまりとした暖房効果のあがる居間が適しているようです。

い浴室で熱いふろは禁物です。

このごろ、農家でもプロパンガスを使って湯をわかすところが多くなりました。一般にガスを使うときは、いっぺんに火を強くするより、多少ガスせんをしぼって何回も湯をかき回しながらわかした方が効率がよいものです。お湯にはいったら、ほんの弱火で、少しずつあたためながらはいること



知っておきたい

# 住宅と税金のはなし

## 譲渡や買入れの手続き

最近、住宅を建築する人がたいへん多くなって、マイホーム建築はだれもが持っている夢のようです。

ところで、住宅建築や不動産売買にはいろいろな税金の問題があります。しかし、不動産に関連した税金は、毎年だれにもおこるものではないので、いざ「家を建てよう」「土地を売りたい」というときに、どんな税金がどのくらいかかるのかわからない方が多いと思います。

そこで、不動産の譲渡、買入れ建築などの場合にかかる税金について説明してみましよう。

### 不動産の譲渡の場合

土地や家売って利益があったときは所得税がかかります。この利益のことを譲渡益といって譲渡代金から、売った資産の取得費や仲介手数料などの譲渡経費を差し引いて計算します。

この譲渡益から特別控除額の三十万円を差し引き、さらに二分の一したものが課税の対象になる金額です。ただし、売った資産の所有期間が三年以内のときは、上記の計算の二分の一はできません。こうして計算した金額とその年のほかの所得を合計して、納める税金を算出します。

うに、譲渡価額と買換資産の購入価額との差額を収入金額として譲渡所得を計算します。

イ 事業用として使っている土地や家屋などを売ることに。

ロ 売った年の翌年の十二月三十一日まで事業用の土地や家屋などを買入れ入れること。

ハ 買入れれたときから一年以内事業用を使用すること。

なお、居住用資産の買換えの場合も特例計算をするためには、確定申告書に、この特例の適用を受けた旨を記載し、売った資産と買換えた資産の明細を書いた計算書を添付しなければなりません。

また、確定申告のときまでに買換え資産を買入れ入れていない場合でも前記の期間までに買入れ入れる予定があるときは、「取得価額の見積額の承認申請書」によって承認を受けた金額を買入れ金額として買換えの特例計算をすることができま。

このほか、収用などによって資産を譲渡した場合や、自分が住んでいた家やその敷地を売った場合など、譲渡所得を軽減する特例計算ができるものがあります。

るときは登録免許税がかかります。登記するとき定められた金額の印紙を登記申請書にはりつけて、法務局に提出します。

売買による所有権移転の場合の登録免許税の税率は、不動産の価額の五割です。

(一) 不動産取得税  
不動産を取得した場合には不動産取得税がかかります。これは都道府県に納める地方税で、有償取得でも無償取得でも同じように課税されます。税率は不動産の価額の三割です。

なお、住宅を新築した場合や、住宅用の土地を取得したときなど不動産取得税を軽減する特例がもうけられています。

(二) 住宅貯蓄控除  
住宅やその敷地を買入れ入れるため、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に、地方住宅供給公社や住宅金融公庫、日本住宅公団、金融機関と次のような要件にあってはまる契約を結び、それに基づいて預金や債券の買入れなどをするとときは、一年間に預入れれるとした金額の四割に相当する金額（最高一百万円）が、所得税額から差し引かれます。

イ 三年以上の期間にわたって定期的に積立などした金額に相当する利益

■「小さな親切」をみたら、すぐお知らせください  
すべてのひととが、暖かい人間関係で結ばれ、ゆたかで明るい生活を営むためには、ひとりひとりが、進んでよいことを行うよう努力をするともに、互いに力を合わせていくことが大切です。

県では、科学の進歩のかけに  
かくれているこれらの小さな親切、暖かい心のふれ合いをみんなに知ってもらい、さらにこの運動を推進するために、県内の町や村や、その他どこでも「小さな親切」の具体的な行ないがあったとき、申請されたものを「小さな親切運動表彰規程」にもとづいて表彰しています。

小さな親切があったとき、またはみかけたとき、次のことがらを直接に、または手紙や電話で教育委員会、学校へお知らせください。

- ① 「小さな親切」実行者の住所氏名、年令、職業、男女別等（学校生徒児童は、学校名と学年）
- ② 理由（いつ、どこで、だれになにを）具体的に――
- ③ 推せん者の住所、氏名、役職など。

お知らせをうけた教委、学校にお知らせを作ります。

住宅やその敷地の買入価額から頭金を差し引いた残額は金融機関などから貸付けを受けて支払うか、または分割払いで支払うものであること。

ハ 上の貸付金の返済や分割払いの期間が二十年（耐火構造でないものは十八年）以上でその利率は年七分五厘以下であること。

二 買入される家屋の床面積は百平方メートル以下で、その敷地の面積は三百平方メートル以下であること。

ホ 積立てなどした預金は、頭金の支払いをする日まで払い出しをしないこと。また、買入れた債券は、頭金の支払いをする日まで金融機関に保管の委託などをする事。

(四) 給与所得者が住宅などの譲渡を受けたら、住宅資金の貸付けなどを受けた場合の特例

家や土地を時価よりも安い価額で譲り受けたときは、その利益の額について贈与税や所得税が課税される場合があります。ただし、サラリーマン等の給与所得者が使用者から受ける次のような利益については、原則として給与等に当りますが、所得税を課税しないことになっています。

イ 給与所得者が昭和四十五年十二月三十一日までに、自分が住む住宅などを使用者から

時価よりも安く譲り受けたことによる利益

ロ 給与所得者が自分で住む住宅などを買入れるために、使用者から無利息が低い利息で貸付けを受けたことによる利益で昭和四十一年四月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの期間について生ずる

一月十五日は「成人の日」。おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます日として、国民の祝日になってからすでに二十年、改めてこの日の意義をうんぬんする必要はないように思われる。

随想

「成人の日」の意義を考える

社教主事 古田政春

か。最近 県下各地 で「成人の日」の 式典や祝賀行事を取りやめる町村がでてきている。

式典がマンネリ化したとか、華美な服装を競い合う場と化し「成人の日」の意義が失なわれてきたとか、理由はいろいろある。

「成人の日」は式典や祝賀行事をやるべきだという既成概念にとらわれるべきではなく、新しい方法で新成人の門出を祝い、励まし

ハ 給与所得者が自分で住む住宅などを買入れるために金融機関などから借入れをした場合に昭和四十二年六月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に支払う利子の補給として、その期間内に使用者から支払いを受けた金額

てやれたらそれはそれでよい。しかし、ただ単に前述のような理由で取りやめるのはいかにも残念である。

式典のマンネリ化というようなことは、その演出方法に問題があるのであって、解決は容易である。しかし、「成人の日」の行事を取りやめたところの多くは、華美

に相当する利益

(注) ここでいう給与所得者には法人の取締役や監査役など、いわゆる役員といわれる人は含まれません。また、通常支払う給与等の額を減額して支給するなど、給与等に代えて支払われるようなものには、この非課税の制度は適用されません。

れる人を親はもちろんのこと、一般社会も望んでいる。だが、おとなの仲間入りをするという謙虚で健全な自覚——その誇りうること、が、ズバリ華美な衣裳の競走へと突っ走り、成人式のあり方が世の批判をうける結果となる。

これは、新成人自身の、また年ごろの青年をもつ家庭の姿勢に問題があるのではなからうか。幸いこれといった問題のない私たちが村でも、若い人たちが青年をもつ親の今後の生活姿勢への警鐘として、謙虚な気持ちで耳を傾けるべきであろう。

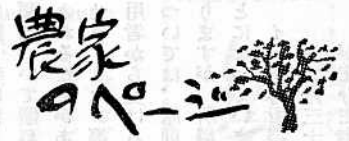
「成人の日」を迎える年ごろの娘さんが、ふりそでや訪問着の一枚ぐらゐ作れないような、ふがいなさであってほしくない。むしろふりそでや訪問着がいつでもできるぐらゐの安定した経済力の誇りがあるのではなからうか。

- おせち料理を作りませんか  
おせちとはもともと正月三日間保存できる煮しめ、たとえは野菜の煮物、たつくり、カズノコ、こんぶ、煮豆、なます、きんとんなど、保存食を一括していいです。
- 昔は、質素な七つの木鉢に盛り合わせて新年をお祝いたいのですが、その後庶民の間では大皿に盛るようになり、武家に伝わる重箱に結めるようになりました。
- 来客には、お正月らしい祝いざかなと、口取を用意なさればよいでしょう。モダンで簡単なおせちをひとつ。高菜漬けと豚肉のいため煮
- 高菜漬け 百グラム
  - 豚も肉 百五十グラム
  - 酒、しょう油、化学調味料、サラダ油
  - 1. 高菜漬けはせん切にし水に漬けて塩出し絞る。
  - 2. 豚肉はせん切にして酒、しょう油各小さじ2の中に十五分漬け込む。
  - 3. サラダ油大さじ1で肉を強火でいためる。
  - 4. なべを洗って油大さじ2で高菜を強火でいため、いためた肉を入れ酒大さじ1、しょう油大さじ3、化学調味料を加えていりあげるようにして味をつけ器に広げてください

### 飼育生産販売状況

| 飼立数   | まゆ       | くずまゆ    | 総収量      | 販売     | 戸数  |
|-------|----------|---------|----------|--------|-----|
| 箱     | kg       | kg      | kg       | 千円     | 戸   |
| 1,421 | 48,601.8 | 1,176.4 | 49,778.3 | 49,200 | 240 |
| 1,283 | 44,104.0 | 1,148.0 | 45,253.0 | 49,914 | 235 |

(前年対まゆ生産量 110.3%)



# 五千万円へ

## あと一息

### 企業養蚕へ一歩前進

この秋冬期間の桑園管理の良い悪いが、来年の養蚕成績を左右するといつていいと思います。ことしは、何かと苦難な養蚕期間としましょう。

間桑園管理に努められていることでしょうか。

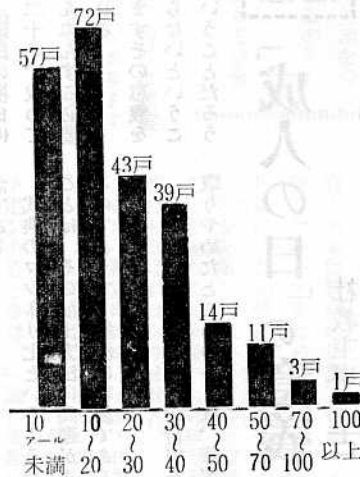
秋の取りいれ作業もすつかり終わり、秋冬期

でしたが、皆さんの努力によつてよい成績を納めることができました。これは、養蚕の企業経営への

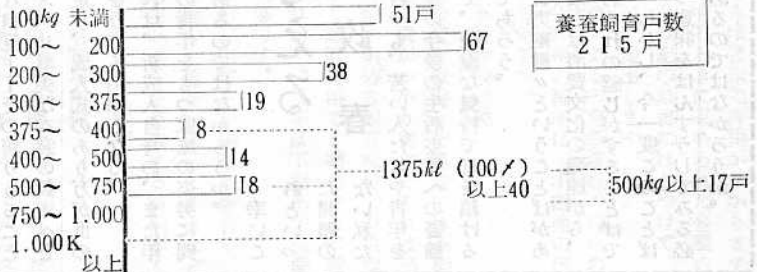
大きな成果となることでしょうか。農業構造改善、村単事業、県単事業による開こん畑の新設によつて、桑園は年ごとに拡大し、急速な進歩をとげています。

### 桑園の規模別農家

桑園耕作240戸



### 収蚕量規模別農家数



養蚕飼育戸数 215戸

### 農地の転用

#### 必ず許可を

総合農政の展開に伴つて農地の流動化、農地法の改正が話題になっていますが、農地は農地法によつて規制されるという根本は変わりません。

どうしても必要な法律です。ともすると自分の所有する農地だから自分でどうしても良いと考えられ無許可で宅地にしたり、他人に売ったりされるケースがありますが、これは農地法違反で現地調査のうえ不適当とみなされると建物のとりこわしなどを命ぜられる事もあります。

委員会の許可を得るようにしてください。農業委員会事務局(役場)か、もよりの農業委員に申し出てくだされば必要な手続きを取ります。

本来個人の所有である農地を転用するのに許可を受けなければならぬのは、農地の移動を無制限に認めると食糧生産の基盤が失われるばかりで、国土の安全も必要です。

### 十万円以上に

#### 国庫補助金

#### 〓八・一七災害の復旧費〓

ことは、八・一七豪雨という村始つて以来の大災害に見舞われ村内のいたる所で農地、農業用施設の被害が続出しました。村では災害発生後ただちに復旧のための調査測量や設計を急ぎ、水路、せきなどの施設は来年一月ころから着工する予定ですが、災害復旧事業の基準についてお知らせします。まず復旧事業費が十万円を越えるものについては国庫補助金が交付され、農地については最低五十パーセント、農業用施設については六十五パーセントが補助され、さらに一戸あたりの負担金が八万円を越えれば補助率が上がる仕組みになっているので、今回の災害では八十八パーセント近くは予定

十万円以下五万円以上の災害については普通の場合、県費補助で農地、施設ともに四十パーセントになります。いずれの場合一カ所についても農地は一戸でよいが施設は二戸以上の受益者(被災者)が必要で、なお今回の災害について激甚地災害の適用がされればさらに補助





# 無事故

## 明るい正月を

交通事故は年々増える一方で、ことしも昨年一年分の事故件数一万四千七百七十六件と、これに伴なう死傷者一万二千二百二十二人を、それぞれ十一月のはじめに突破しています。ことしも、いよいよ大詰めとなりましたが、毎年十二月は交通事故の最も多く起きる月となつていきます。原因には、いろいろありますが、結局は、忙がしいため、気がせくというのが代表的な原因といえます。

### ▼年末年始の事故防止県民運動

そこで、事故が多くなると考えられる、この時期の交通事故を防ぐため「年末年始の交通事故防止運動」が県民運動として、十一月二十日から来年一月十日まで行なわれていきます。今度の運動のおもなねらいは

- 飲酒運転を追放しよう

○ 無理な運転をなくしよう  
○ 正しい横断をしよう

の三点に示ばられていますが、皆さんの自覚と協力で、じゅうぶんその成果をあげたいと思います

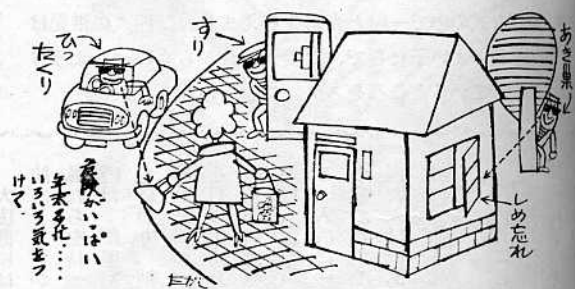
### ▼酒酔い運転を追放しよう

年の暮れから正月にかけて、なにかと酒を飲む機会が多くなりますが、いまさら酒飲み運転が良い悪いという必要はないと思えます。ただ、県下百七十五万の皆さんの自覚と自制によるほかはありません。「飲んだら乗るな」「乗るなら飲むな」そして「飲んだ人には運転させるな」の実行あるのみです。



現代の対話の中で、こんな体験はありませんか。対話とはお互いが交互にことばをかわして成立するものですが、その対話の中にことばにならない対話を加えながら「こいつ、何をいいやがる」などと、心の中で反発しながら表面上はうまくとりつくり、対話をな

りたせているのは、自分だけではないと思えます。



### ▼無理な運転をなくしよう

こんな実験があります。愛知県と静岡県との国道一号线百キロの間で一台の自動車は六十キロのスピードで、できるだけ速く、また、一台の車は、五十キロの安全運転で走らせたところ、六十キロの車は二時間十九分で、五十キロの車は二時間二十九分で、それぞれ到着し、その差はわずか十分でした。無理な運転が、いかに無駄なことかが、おわかりと思えます。

### ▼正しい横断をしよう

歩行中の事故で死傷した人は、全事故の十八パーセントになっています。そのほとんどが道路の横断です。

断中です。こうした事故でも、歩行者の無理があります。車の走っていないときを見定めて、また車が止まってくれてから渡るのが正しい横断です。そして近くに横断歩道や歩道橋があれば、必ずそこを渡ることが正しい横断です。

▼あなたの自動車は  
ねらわれている

最近自動車の部品や、自動車の中の荷物、または自動車までも窃盗する犯罪が増加しています。自動車には必ず鍵をかけ、また道路や空地などに駐車しないようにし、車庫に入れ車庫の戸も完全に鍵をかけるようにしてください。

### ○ はないと思えます。

ことばとは便利なもので、心と口とははらに、どんなことでもとりつくりることが出来ます。だがそんな対話は何が不自然で、わかまよりも残ります。「あいつと、あんなことを話したが、自分はほんとうこういう考えだ」と、後でそんなことを反すうしてみるのが、そうだったことからでしょう。

### ○ 現在の東京都市事である美濃部

さんは立候補の際、「都民との対話」をキャッチフレーズとし、庄

話すときには動作、そして表情かたちには表わせない親戚感、そういうものを集中させて話し、

そして相手の話しを聞いたら、それが、ほんとうの対話といえましよう。

### ○

こんなあたりまえのことを、あらためて考えなければならぬほど、現代は、なにかさつぱつとしてはいませんか。自分は自分、人は人といった考えがあまりにも強い感じがします。動物と人間の違いは、親戚感の有無にもあります。まず、いちばん身近かな家族との対話、そして友人、職場での対話をいま一度考えてみたいと思えます。

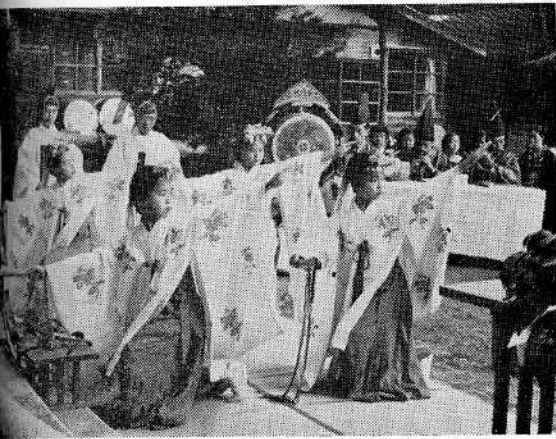
# 元気に高野山参り

## ……老人クラブ連合会がバス旅行……

村の老人クラブ連合会会長伊藤稔さんは、かねてから計画していた、貸切りバスによる旅行を、さる十一月五日、六日の両日に行ないました。

これには、村内の各老人クラブから五十七人ものお年寄りが参加し、奈良の旧所、名跡の見物をたっぷり楽しみました。参加されたひとり、桂川正一さん(日向)はつぎのような感想文を寄せてくれましたので紹介します。

村の老人クラブ連合会では、十一月五日、六日と高野山へのバス旅行をした。一行五十八名は五日朝七時、白川口を後にして秋色たけなわの蘇水峽に、バス転落事故による百有餘の犠牲者のめい福を祈りながらも、二日間の旅行の安全を急じつ



よい子たちの  
稚児の舞い

としも、恒例の戦没者ならびに満洲開拓関係物故者慰霊祭、役場東の慰霊塔前でおそかに行なわれました。その慰霊祭で、古式豊かな雅楽にのっての「稚児の舞い」は、厳粛な式の中で一段と光彩をそえました。四人の稚児は小学校のよい子たちで、緊張さみながらもいつしように舞っているところをスナップしてみました。

と出発した。

大垣で名神高速道路にはいる。時速八十キロもさほど速いと感ぜない。大津で小休止、宇治の平等院を見学して昼食、こどもの遠足のように宇治川の岸で弁当をとる奈良では大仏様を拝観したが、それが「大仏は見るものにして……」といったことを思いだす。

天理市、橿原市、五条市を通過高野口に着いた時はすでに暗くなっていて。約一時間の登山道路をバスはうねりながら登る。少し酔い気味の者もあったが、全員まずまずの元気で、宿泊の高野山常喜院に到着したのは六時半だった。

大広間には石油ストーブが、私たちを待っていた。部屋割りも終わり、精進料理に舌つづみを打つ手持ちの磐若湯に意気をあげる者もある。入浴に一日の疲れをいやし湯たんばにあたたまって寝につく。

雨の音に目を覚ました。朝食は六時半。その

参加する人もあった。七時宿舎を出発奥の院に参拝した。弘法大師の偉大さ、ありがたさは、寺院の立派さ、高くそびえる杉の大木、幾干とも数知れぬ古今の名士の墓によってもうかがえる。童心にかえり三葉松葉を拾う。わずか三時間の参詣、観覧ではものたらなかつた一日たっぷりかけて、今一度高野まわりをしたいと思う。

十時出発下山。途中天理市に立ち寄る。ここにも宗教の力をひしひしと感じた。名阪国道で伊賀の高原を横ぎり、龜山で昼食にありつく。時に午後一時半、龜山、四日市、千本松原、墨俣、岐阜と帰村したのは七時過ぎだった。長いバスの旅行も、天候に恵まれてみんな元気で行ってこれたのも、弘法様の御利益というものだろう。

## 広報を進呈

希望者は係まで

村外へ働きに出られている方に希望がありましたら毎月の広報を送ります。また、ふるさとへの便りとして、利用くださってもけっこうです。編集係まで連絡ください。なお、村外からのお便りもどしどしお寄せください。

## 芸文

～俳句～



神戸阜川  
(正樹)

木守柿  
熊の登りし爪の跡

熊のうわさ  
学童は行く腰に鈴

冬木道  
天保とある道おしえ

冬日落つ  
雑木透かして燃えつくし

産土神の  
森の下木の照紅葉

月光に  
踏みためらいぬ枯木影

茶の花や  
丘をくずせしうねり畑

年木割  
節を目がけてあやまたず

健脚の  
膝を狙いぬ鎌いたち

うかりける  
此年月も別れかな



あとなわすか、災害後のことはほんとうに早く過ぎた感じがします。まだ所によつては不便な正月を迎えられるかも知れません。来年こそはと祈らずにはいられます。